平成２７年（フ）第２３７号
金沢市窪６丁目15番地　クレインビル３205号
債務者　大池サチエ
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４９号
長野県伊那市御園799番地１　ドリームハイツ御園Ａ号
債務者　坂口　茂美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１８７号
兵庫県明石市二見町福里172番地の９
債務者　吉井　三和
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
兵庫県明石市沢野２丁目14番５号　野島荘、住民票上の住所兵庫県明石市林３丁目15番50号
債務者　押部　　暁
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
兵庫県明石市二見町東二見820番地の１　駅北市住１―502号
債務者　小島　世裕
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
兵庫県明石市二見町東二見820番地の１　駅北市住１―502号
債務者　小島　里砂
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
兵庫県明石市和坂１丁目８番５号、前住所兵庫県明石市貴崎１丁目10番10―308号
債務者　益田由起男
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
神戸市西区伊川谷町有瀬725番地の３　グレースヴィレッジＣ―102号
債務者　野田みゆき（旧姓金元）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
広島県竹原市吉名町4789番地４
債務者　土井　　泉
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４２５号
熊本県菊池市泗水町永2777番地22
債務者　髙橋喜代子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４２号
熊本県合志市須屋1858番地５　カーサボニートＢ棟101号
債務者　米澤　真樹
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０２号
熊本県上益城郡甲佐町大字小鹿220番地
債務者　井上　美沙
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０５号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水5587（菊陽病院内）、住民票上の住所熊本市東区西原３丁目２番６―301号　市営託麻団地６棟
債務者　本田　譲二
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０７号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目43番29号、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2972番地２　アーバニティ第６ハイツ　305号
債務者　古怒田明美
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０９号
熊本県上益城郡甲佐町大字船津1933番地２
債務者　北野　誓司
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４２号
青森市大字浪館字志田34番地６　コロナハイツ203号
債務者　渡邊　　美
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで　青森地方裁判所民事部破産係